

公益社団法人西宮市シルバー人材センター
役員報酬等及び費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人西宮市シルバー人材センター定款第26条の規定に基づき役員の報酬等の総額を定めるとともに、役員の費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬等の総額)

第2条 報酬等の総額(最高限度額)は、理事700万円以内、監事20万円以内とする。

(報酬等の支給基準)

第3条 理事の報酬等の支給基準は、前条に定める理事の報酬等の総額の範囲内において、その職務、勤務形態等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 監事の報酬等の支給基準は、前条に定める監事の報酬等の総額の範囲内において、監事の協議により決定するものとする。この場合において、会員の中から選任された監事の報酬等は、理事の報酬等との均衡を考慮して決定しなければならない。

(費用弁償)

第4条 役員が職務に従事するため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する

2. 社団法人西宮市シルバー人材センター役員等の費用弁償に関する規程(平成13年6月1日制定)は、前項の登記の日の前日をもって廃止する。